

新型コロナウイルス感染症対策における「妊婦への配慮」を求める声について

新型コロナウイルス感染症が都市部を中心に拡大する中、妊娠中の働く女性の方々から多くの切実な不安の声が寄せられています。新型コロナウイルス感染症対策における妊婦への配慮に関して、その緊急性を踏まえ、以下のような課題について対応の検討をお願い申し上げます。

記

1. 妊婦への配慮に関する情報発信（周知・啓発）について

- ・高齢者、基礎疾患のある方と同様に、妊婦も重症化を伴う罹患の可能性のある高リスク者であることの国民への情報発信を行うこと。
- ・働いている妊婦にとって、免疫力が低下している中で、通勤時や接客を伴う職種等での感染予防には限界があることから、周囲の理解を深め、適切な配慮を受けられるよう企業等を対象に効果的な周知・啓発を行うこと。

2. 働いている妊婦への具体的支援措置について

- ・政府として、妊婦が在宅勤務や休業を希望した場合、事業者はこれに応じなければならぬことを事業者が義務づけること。また、在宅勤務に馴染まない職種に就き、勤務継続を希望する妊婦については労働時間短縮、時差通勤、フレックス勤務等の措置を講じるよう義務づけること。
- ・妊婦が休業する場合は、雇用調整助成金の生産指数要件等を適用せず、全ての事業所を対象とし、正規、非正規を問わず、全ての妊婦への休業手当について助成すること。あるいは小学生がいない妊婦についても「小学校休業等対応助成金」への適用を拡大すること。

3. 緊急時に備えた医療機関の体制整備について

- ・検診ならびに出産時における産科での予防対策の徹底を行うこと
- ・万一、罹患した場合の妊婦受け入れ病院の確保、病院内での集団感染時の妊婦の転院措置等の緊急時に備えた対応を事前に準備し、関連情報を妊婦へ公開すること。

以上